

近代神社制度から仰ぐ御聖徳

河村忠伸

神社本庁総合研究所主催研修における朝夕拝行事の中に「明治天皇御製十首」の奉唱がある。神社本庁発行『禊並びに神拝行事の栞』に掲載される御製十首について確認し得る最古の資料は「石上神宮神拝行事次第」である。その奥付に「昭和二十九年七月第一回神道行法練成講習会初刷」とあり、第一回神道行法練成講習会開催に際し十首が選定されてゐたことがわかる。この選考については大政翼賛会宣伝部刊行『国民錬成神拝行事草案』（昭和十九年三月）から八首を選び、岡田米夫神社本庁調査部長が左の二首

「榊葉にかくる鏡をかがみにて人もこころをみがけ
とぞ思ふ」

「ちはやふる神のまもりによりてこそわが葦原のく

にはやすけれ」

を追加したと伝えられる（本件は神社本庁総合研究所研究記録事（当時）の吉成薫子氏が調査考証されたものである）。岡田米夫には『神道百言』（神道文化会）といふ神道に関する名言箴言を集めた著書もあり御歴代の御製にも通じてゐたはずであるが、なぜ明治天皇御製だけなのか。近代神道史をひもとくと岡田の想ひがわかるやうな気がしてくる。

戦前の神社を象徴する言葉に「国家ノ宗祀」がある。

法令上の初出は明治四年五月十四日太政官布告第二三四号「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処」である。この布告を「神道

国教化」と解釈しまるで神道が国家に優遇される時代が始まったものと評価する研究者もゐるが、ここで宣言されてゐるのは世襲制の廃止である。同日には太政官布告第二三五号「官社以下定額、神官職制等に関する件」が発せられ近代社格制度と職員規則が示される。この二つの布告は例外なく官司職に止まることを禁止してゐたから神代から続く社家も一旦その職を離れざるを得なかった。我々は何気なくこの歴史を受け入れてしまつてゐるが、累代の社家にとつて御祭神との関係は一命より重く抵抗がなかつたことは本来不思議なことである。当時の神職が太政官布告を朝旨（陛下の思召し）として遵奉したとしか説明がつかない。

かかる変革を経て神社は「国家ノ宗祀」といふ地位を与へられた。その待遇は社格により異なる。神宮は社格制度を超越したる存在であつて、皇室に準じて刑法に不敬罪が規定されてゐる。次いで皇室に縁の深い神社、十二社中心に官幣社、諸国一宮を中心に国幣社が定められた。官幣社の祈年祭・新嘗祭・例祭に際し皇室より神饌幣帛料が供進され、国幣社の祈年祭・新嘗祭に際して皇室より、例祭に際して国庫より供進された。府社・県社・郷社・村社に対しては明治三十九年に地方自治体からの神饌幣帛料供進の制度が設けられる。以上の神社に

対しては税制上も地租・地方税が免租されるなどの恩典が存在した。かうした神社の管理台帳として政府は「神明細帳」を作成した。

この神明細帳に記載されないと個人の神棚同様と見なされ、塀や垣で囲み公衆が参拝できないやうに措置をしなくてはならない。これは厳しい処置のやうに思へるが、明治十年頃まで自宅の祠を「○○神社」と称し無資格で活動するもぐりの神職や神社を称する募財詐欺も存在した。行政が断固たる姿勢をもつて神社と神職の制度上の地位を確立にしたことで神職の社会的信用も自ずから向上した。

神明細帳に記載されたものの村社列格の条件を満たさない小規模神社「無格社」も多数存在した。無格社の数は昭和四年時点で約六万社（総数約十二万社）であつて、むしろ村社以上の神社よりも多い。無格社は地方税のみ免除されて地租は課税された。これは元々民有寺院境内地・教会と同様の扱ひであるが、昭和十四年宗教団体法が制定されると寺院・教会も免租され、無格社のみ地租が賦課されるといふ不公平が生じた。要するに半数以上の神社は税法上宗教団体よりも冷遇されてゐたのである。また神明細帳に登録されず氏子だけで管理する神祠も多数存在した。

かかる小規模神社の実情を見ると国家の恩典は地方小規模神社には及ばなかったかのやうに思へるがそれは過ちである。無格社には村社昇格の、未登録の神祠には公認の機会がそれぞれ制度として設けられてゐた。例えば個人が勧請した小祠であつても地域の崇敬を集め、社殿などを整備し、祭典を充分に執行してゐれば社神明細帳に記載され、社格が付与される扉は開かれてゐたのである。社神明細帳に記載された神社には神職が置かれ、公的な祭祀を齎行することになる。これは公的な祭祀を祭祀令に則して執行する「義務が生じた」といふより、公的な祭祀を執り行ふ「地位を得た」と解釈すべきであらう。例へ個人や村が勧請した神祠であつても「国家ノ宗祀」たる「○○神社」といふ地位を与えられることの信仰上の意義は大きい。

このやうに近代神社制度がまづ目指したものは神社に対しその由緒・規模に応じて公的保護を与えると同時に神職を任命し公的な祭祀を齎行させることであり、西洋文明が流入するなかで国民の敬神思想が衰退することなく、むしろ強固になつたのは諸施策の成果だつたといへる。しかしそれらは迅速かつ磐石に実施する必要があるため、神社整理のやうな劇薬もあつた。神社整理の結果、約二十万社から十一万社へ神社数が激減したが、そ

の趣旨は合併することで祭祀を充実させることである。合併された神社の実態を見ると帳簿上の名前だけの祠、御神木だけ、石碑だけの神社も少なくない。要するに江戸時代には神社には鳥居があるのは当たり前ではなかつたし、神社祭式同行事作法を教本通り齎行することのできる規模の拝殿を有する神社など三割も満たなかつたであらう。神社護持のための制度と境内整備の面から見れば明治期は大いに進歩した時期であつたことは間違ひない。かかる神社行政を直接的に担当したのは政府要人や官僚である。神社に関する行政を天皇陛下が親裁されることはほとんどない。神社の御祭神を増加、合祀することですら法令上は内務大臣までで決裁することになつてゐる。しかし法令外の慣例として官幣社の御祭神、官幣社列格に関することは天皇陛下に上奏することになつてゐた。この慣例をお作りになられたのが明治天皇である。この点から神社行政の実質的最終統監者は天皇陛下であつたといへるのである。少なくともこの慣例は役人の神社に対する意識を変へた。江戸時代の役人にとって各地の氏神社が「村民の神社」であつたならば、内務官僚にとって全ての神社は「皇国の神社」へと変化したのである。また待遇官吏の制は全神職に「国家ノ宗祀」を担ふ者としての自覚と矜持を抱かせた。以上のよ

うに神社永続の方策を講じ、神社と神職の社会的地位を向上させた諸制度は明治天皇の御聖徳と仰ぎ見るのが至当であると筆者は考へる。

明治神宮御創建も神社護持の画期となった。今日電氣・ガス・水道を引かず蠟燭・薪・井戸に頼る神社は稀である。コンクリートを使用した社殿も大正期に作られ始めた。例えコンクリート製の社殿であっても木造建築の伝統的社殿構造を踏襲し、蠟燭や油を使っていた台に電球を付ける。このやうに伝統に調和した建築がなされてゐることを我々は当たり前としてゐるが、西洋風の神社建築の構想は存在しなかつたのであらうか。実は歴史の影に隠れてしまつてゐるが、当時の神職のなかには宮中での大礼服も西洋化風だから、それに倣ひ神社神職も西洋風礼装で祭典奉仕としては如何といふ意見もあつた。そうなるシルクハットに燕尾服で祝詞を奏上することになる。今日の感覚からすれば「とんでもない」意見であるがこれは全国神職会の会報に掲載された真剣な議論である。こうした風潮からすれば建築面において社殿がレンガ造りに、釣り燈籠がシャンデリアになつたとしても不思議はない。

逆説的に見れば神社人にとって神社建築、装束調度の

西洋化は「とんでもない」ことであり、伝統と新しい技術と調和させていくべきといふ神社界の指針が決定されたからこそ今日の神社の姿があるのである。筆者はその契機を明治神宮御造営に見る。明治神宮は官民一体となつて国家事業として推進されたものであり、その経緯については山口輝臣『明治神宮の出現』（吉川弘文館、平成十七年）、今泉宜子『明治神宮―「伝統」を創つた大プロジェクト』（新潮社、平成二十五年）、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後』（鹿島出版会、平成二十七年）などの多くの研究が蓄積されてゐる。

では神社神道史上、明治神宮の御創建にどのやうな意義が見出せるのであらうか。神社行政の面からこれを見るに内務省神祉局が有職故実、神社建築様式、鎮守の杜の重要性に直面したのが明治神宮御創建だつたと思はれる。従前の神社行政では単に境内地拡張を坪数で、境内立木の伐採を数値で制限したが、具体的に社殿設計や社有林の施業について調査指導するといふことはなかつた。これは帳面上でしか神社を見てゐなかつたといつても過言ではない。ところが政府として神社を建立するとなると調度はどうすべきか、社殿はどのやうな構造が相応しか、社有林はどうあるべきか、と様々な問題が噴出し、

その過程において専門家が必要であるといふ結論に達する。そこで宮地直一（考証）、角南隆（建築）、本多静六・上原敬二・本郷高德（境内林）ら専門家が出現し行政のなかで地位を確立していく。角南や本多・上原・本郷はもともと宮大工や庭師から始めたのではなく、西洋流の建築学・農学・林学を学んだ当時最高峰かつ最先端の研究者である。彼らがその西洋流の学知を明治神宮御造営に發揮する際に直面した課題は「日本とは、神社とは何か」といふ点である。彼らが設計・施業で目指したのは敬神の精神、神社としての尊厳を空間として創出する設計であり、そこには設計上の美学がある。すなわち明治神宮の社殿境内は全国神社を地道に調査した結果、伝統的理念・技法と最新技術を調和して創出されたのであり、その方針は事後の神社局の指針となった。明治神宮以後、神社局は伝統に則した社殿、御神威を發揚する境内林の設計施業法について具体的な指導に乗り出す。それは全国に波及した。明治神宮の影響力はその後の神社建築において明治神宮の方式を模倣した例が少なくないことが実証してゐる。

建築・有職面での伝統重視は専門家や有識者、伝統を重んじるべきと主張した神職の貢献も大きい。明治天皇が日本人に伝統を重んじることの範を明治神宮を以て

お示しになられたのではないかと筆者は仰ぎ見るのである。

明治天皇の御聖徳により神社は近代化のなかで伝統から逸脱することなく、かつ制度的保護を受けた。しかしその制度は神道指令によって危機的な状況に陥る。この時に設立されたのが神社本庁であり、神祇院の生き残りや在野神道人など志と気概のある人材が揃ってゐた。その一人である岡田米夫が「国家ノ宗祀」といふ御聖恩と神職の矜持を新憲法下でも忘れぬやう願ひを込めて十首を選んだのではなからうか。ただこれは筆者の推測に過ぎない。しかし研究者として史実を考究し、神職として思索して辿り着いた意見である。筆者はかつて「制度史研究には神学が伴はず神道学ではない」と評されたことがあるが、制度とは人が作るものであり制度・行政史から関係者の敬神の想ひを読み取ることはできる。少なくとも筆者は明治天皇御製十首を奉唱する度に近代神社制度に現れた御聖徳を思ひ起さざるを得ないのであり、これは制度史研究を通じて形成された筆者なりの神学である。

核家族化、価値観の多様化など神社神道の展望について厳しい見通しもあらうが、維新後も決して安穩とした

ものではなく、神社人の真剣な取り組みがあつて今日の神社神道がある。近代神道史には神社神道将来の指針構築のための有意な材料がまだまだ埋蔵されてをり、それを丹念に発掘活用することこそ報恩ではなからうかと思ふ。

(秋葉山本宮秋葉神社権禰宜)